

三重津海軍所跡保存整備指導委員会設置要綱

(設置)

第1条 三重津海軍所跡整備事業（以下「整備事業」という。）について、その実施に必要な専門分野の指導助言を求めるため、三重津海軍所跡保存整備指導委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、指導助言を行うものとする。

- (1) 三重津海軍所跡の遺構保存に関すること
- (2) 三重津海軍所跡の一体展示整備及び活用に関すること
- (3) その他整備事業を進めるうえで必要となる事項

(組織)

第3条 委員会は、8名以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、整備事業が完了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画調整部三重津世界遺産課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月11日から施行する。